

事 務 連 絡
令和5年10月3日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

一部負担金の負担割合等の表示に相違がある事象について（オンライン資格確認）

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

医療現場でのオンライン資格確認の活用に当たり、一部のレセプトコンピューターにおいて、オンライン資格確認等システムから返却される一部負担金の負担割合及び限度額適用認定証の適用区分（以下「負担割合等」という。）をそのまま表示せず、独自に負担割合等を算定して表示している例が確認されている件について、8月24日及び9月29日の医療保険部会資料でも公表したところです（別添1）。

今般、大手システム事業者15社及びJAHIS（一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会）に加盟しているシステム事業者各社に対して実施した調査において、「常にオンライン資格確認の結果を正しく表示している」と回答があった事業者及びレセプトコンピューターの製品名については、こうした負担割合等の表示の相違が発生しないものであり、医療機関・薬局において不便なくご活用いただけるものとして、事業者名及び製品名を医療機関等向けポータルサイトに公表いたしました（<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/news/post-247.html>）。また、「レセプトコンピューターで独自に算定した負担割合等を表示している場合があるが、今後、具体的な時期に改

修を予定している」と回答があったものについても、同ページにおいて、事業者名、製品名及び具体的な改修時期について公表いたしました（別添2）。各医療機関・薬局におかれましては、ご自身が使用されているレセプトコンピューターの製品仕様について確認する際に参考にしていただければ幸いです。

また、システム事業者各社に対しては、自社製品が独自に負担割合等を算定する仕様となっている場合、その旨を顧客である医療機関・薬局に説明するよう要請しております。各医療機関・薬局におかれましても、オンライン資格確認に当たって不便等が生じた場合には、契約されているレセプトコンピューターのシステム事業者へご相談をお願いいたします。

なお、オンライン資格確認の確認結果と保険証等の券面に表示される負担割合等の相違について被保険者等から保険者に相談があった場合、別添1でお示ししておりますとおり、保険者において速やかに本来の負担割合等を確認の上、被保険者や医療機関等に伝えることとしています。本取扱いの詳細につきましては、「負担割合等の相違の可能性がある場合の被保険者等からの相談対応について」（令和5年9月29日付事務連絡）にお示ししておりますが、各医療機関・薬局におかれましても、レセプトコンピューターの誤表示等によって被保険者が支払った一部負担金に誤りがあり、保険者から患者の一部負担金に過払や不足があった旨の連絡があった場合は、当該過払分や不足分の被保険者へ返金・徴収についてご対応いただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村及び国民健康保険組合への周知をしていただけますと幸いです。